

さがみはらSDGsビジネス認証制度実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、さがみはらSDGsビジネス認証制度（以下「認証制度」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

(認証制度の目的)

第2条 認証制度は、市内企業等の社会貢献や環境に配慮した取組を促進することで、企業等の価値を高めるとともに、本市におけるSDGsの推進や地域課題の解決につなげることを目的とする。

(要件)

第3条 さがみはらSDGsビジネス認証を受けようとするものは、次に掲げる要件を満たしていなければならない。

- (1) さがみはらSDGsパートナーであること。
- (2) 別表に定める社会面認証及び環境面認証から各1つ以上申請時において取得していること。
- (3) 市が指定する地域貢献事業に申請時において2つ以上の参画をしていること。ただし、その他特に顕著な地域貢献が認められる場合はこの限りではない。
- (4) さがみはらSDGs認証チャレンジ計画を作成していること。
- (5) 相模原市内に事業所等を有する企業その他の団体であること。
- (6) 相模原市暴力団排除条例(平成23年相模原市条例第31号。以下「条例」という。)第2条第4号に規定する暴力団員等、条例第2条第5号に規定する暴力団経営支配法人等又は条例第7条に規定する暴力団員等と密接な関係を有する者のいずれにも該当しないこと。

(申請)

第4条 認証を希望する企業・団体等は、さがみはらSDGsビジネス認証申請書（様式第1号から様式第3号までを含む。以下「申請書」という。）を市長に提出するものとする。

- 2 市長は、前項の規定による申請があったときは、申請書に記載された事項に関して、現地調査を実施し、及び必要に応じて資料の提出を求めることができる。
- 3 市長は、申請者に対し、前項の規定による現地調査及び同項の規定により提出された資料の内容に関する説明又は意見を聴くことができる。

4 市長は、申請者に対し、必要に応じて申請書に記載された事項の修正又は追加を求めることができる。

(認証等)

第5条 市長は、前条の規定により申請書の提出を受けた場合において、当該申請書の内容を審査し、認証基準に適合すると判断したときは、「さがみはらSDGs推進企業」(以下、「推進企業」という。)として認証するものとし、推進企業にさがみはらSDGs推進企業認証書(様式第4号。以下「認証書」という。)を交付する。

2 市長は、前項の場合において認証基準に適合しないと判断したときは、さがみはらSDGsビジネス認証結果通知書(様式第5号)により、その旨を申請者に通知するものとする。

(認証期間)

第6条 認証の有効期間は、認証を受けた日から3年を経過した日以後の最初の3月31日までとする。

(認証内容の変更等)

第7条 推進企業は、申請書の記載事項に変更(市長が認める軽微な変更を除く。)が生じたときは、さがみはらSDGsビジネス認証申請書事項変更届(様式第6号)に当該変更内容を記載し、速やかに市長に提出しなければならない。

2 推進企業は、第3条第1項に定める要件を満たさなくなった場合は、速やかに市長に連絡しなければならない。

(認証後の活動報告)

第8条 推進企業は、認証を受けた日から1年を経過した日以後の最初の4月1日以降、市長が別に定める期間内に、当該期間が属する年度の前年度に行ったSDGsの取組等について、さがみはらSDGsビジネス認証報告書(様式第7号。以下「報告書」という。)を、市長に提出しなければならない。

2 やむを得ず期間内に提出できない場合は、市長は、推進企業に対して、必要に応じて当該事項を改善するための猶予期間を定めることができる。

(認証の辞退)

第9条 推進企業は、認証を取下げ又は辞退しようとするときは、さがみはらSDGsビジネス認証取下げ・辞退届出書(様式第8号)を市長に提出しなければならない。

(認証の取消)

第10条 市長は、推進企業が次の各号のいずれかに該当するときは、認証を取り消すことができるものとし、認証の取消しを決定したときは当該推進企業に対して、さがみはらSDGsビジネス認証取消通知書(様式第9号)を交付するものとする。

- (1) 推進企業が認証の取消しを求めるとき。
- (2) 第3条に規定する要件を満たさなくなったとき。
- (3) 第8条に規定する期間までに報告書を提出しなかったとき。
- (4) 虚偽の申請により認証を受けたことが判明したとき。
- (5) 認証制度の信用を著しく損なう行為があったとき又は損なうおそれがあるとき。
- (6) その他、認証制度の運用に当たって重大な支障が生じると認められるとき。

2 前項の規定により認証を取り消された企業・団体等は、速やかに認証書等を返還しなければならない。

(認証の更新)

第11条 第6条の規定により認証の有効期間が満了する場合において、継続して認証を受けようとする推進企業は、当該認証の有効期間が満了する年度において市長が別に定める期間内に、第4条に定めのある書類により市長に認証の更新の申請を行わなければならない。

2 第5条の規定は、前項による認証の更新について準用する。

(損害賠償)

第12条 この要綱による認証は、推進企業の事業等について市が第三者に対して推奨、協賛等を行うものではなく、市は、損害賠償その他法律上の責任を一切負わない。

2 推進企業の事業活動等により、第三者に対する市の損害賠償債務が生じた場合には、当該推進企業は、当該損害賠償債務を引き受けるものとする。

3 市は、この要綱による認証及び推進企業に対する支援を実施し、又は取り消したことにより推進企業に生じた損害に対し、損害賠償その他法律上の責任を一切負わない。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、認証制度に関して必要な事項は、別に定

める。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年6月19日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別表

市が指定する社会面・環境面に関する公的認証			
社会面 認証	くるみん認定・プラチナくるみん認定・トライくるみん認定	厚生労働省	仕事と子育ての両立に対する支援を実施している企業で、従業員の子育て支援のための行動計画の策定、男性の育児休業の取得率などの基準を満たした企業について、厚労省が「 子育てサポート企業 」として認定する制度
	えるぼし認定・プラチナえるぼし認定	厚生労働省	女性の活躍を推進している企業で、採用における男女の競争倍率、管理職比率、継続就業割合などの基準を満たした企業について、厚労省が「 女性活躍推進企業 」として認定する制度
	障害者雇用に関する優良な中小事業主に対する認定制度（もにす認定制度）	厚生労働省	障害者雇用に取り組む企業で、雇用状況や定着状況、体制や環境づくり、情報開示などの基準を満たした中小企業について、厚労省が「 障害者雇用に関する優良な中小事業主 」として認定するもの
	安全衛生優良企業	厚生労働省	労働環境の改善に取り組む企業で、労働者の健康保持増進やメンタルヘルス、過重労働の防止対策などの基準を満たした企業について、厚労省が「 安全衛生優良企業 」として認定するもの
	ユースエール認定制度	厚生労働省	若者の採用・育成に積極的に取り組む企業で、人材育成方針の策定や若者の離職率、有給休暇の取得率などの基準を満たした中小企業について、厚労省が「 若者が働きやすい企業 」として認定するもの
	かながわ障害者雇用優良企業	神奈川県	県内で 障がい者雇用 に積極的に取り組む（障害者実雇用率が4.0%以上）中小企業等を「かながわ障害者雇用優良企業」として神奈川県が認証するもの
	かながわサポートケア企業認証制度	神奈川県	県内に拠点を持つ企業等のうち、従業員の 仕事と介護の両立 を積極的に支援している企業を神奈川県が認証するもの
	仕事と家庭両立支援推進企業表彰	相模原市	相模原市に本社又は主たる事業所をおく企業等のうち 仕事と育児・介護とが両立 できる制度を導入し、積極的に取り組みを行い、その成果をあげている企業等を表彰するもの
	健康経営優良法人認定制度	経済産業省	地域の健康課題に即した取組や日本健康会議が進める健康増進の取組をともに、特に 優良な健康経営 を実践している大企業や中小企業等の法人を認定・顕彰するもの
環境面 認証	サステナブルビジネス認証制度	一般社団法人 日本サステナブル ビジネス機構	企業のSDGsへの取り組み がどのレベルにあるか総合的に評価・認証するもの
	ISO14001	国際標準化機構	企業が環境に与える影響を分析して環境リスクを最小限に抑えるための枠組みを構築するもの。 国際的マネジメントシステム 規格のガイドラインに沿って企業独自の仕組みを構築し、認証を受けることができるもの
	エコアクション21	環境省	環境省が定めた環境経営システム に関する第三者認証・登録制度